

相談活動50年、一人でも入れる組合です 支部携帯：090-8109-7682
TEL:044-811-4138 FAX:044-811-4144 メールアドレス:jmitu-kawasaki@aiores.ocn.ne.jp

20春闘回答状況

JMITU全国、3月20日現在 組合員平均6,157円
川崎支部三和エレクトロニクス分会
一律6,600円(基準内賃金の2.3%)

JMITU全国の状況

3月20日現在、全国で108支部分会が有額回答(表参照)を引き出し、額は昨年同時期を下回り、支部平均で▲176円、組合員平均では▲142円となりましたものの、昨年同時期の水準をほぼ維持し全体として奮闘しています。春闘交渉では経営者の多くが、「新型コロナ」問題や消費税増税で「景気悪化が進む情勢」「先行き不透明」などと主張し、全体として渋い回答を押し付けています。しかし、統一スト、統一行動を取り組む中で上積み回答を引き出した支部分会もあります。

日本シャッター分会

3月24日に団交を行いました。賃上げについて会社側は「昨年11月に正社員・契約社員ともに1万円賃上げしているの…」と述べゼロ回答でした。夏一時金については「例年通り5月末に決算賞与として支給する、金額についてはその時にな

らないと分からない」と言うことでした。また、時間外労働賃金・休日出勤手当不払い問題、年休の取得などについても話し合われました。

三和エレクトロニクス分会

一律6,600円(2.3%全額基本給に組み込み)昨年を300円上回る回答を得ました。組合は受注について2年先まで見えている、良い状況なのだからもっと出すべき主張しましたが、会社側は3年連続6,000円台の回答をしている。不安な事として新型コロナウィルスの影響があるとして上積み回答はしませんでした。初任給について会社側は世間との格差が縮まっている事を認め、来年の採用に間に合うように見直しを行う事を約

【 】内昨年実績

	要 求	回 答
JMITU全国平均	28,525円 (10.71%)	支部平均4,905円 2.05% 【5,081円 2.03%】
3月20日現在	【29,925円】	組合員平均6,157円 2.18% 【6,299円 2.22%】
日本シャッター分会	一律5,000円 (雇用形態に関わらずフルタイムで働く社員) 【一律5,000円以上】	賃上げ0回答 (昨年11月に1万円賃上げ)
	夏一時金1.6ヶ月 【1.5ヶ月以上】	夏一時金は5月末に決算賞与として支給(金額不明)
三和エレクトロニクス分会	一律17,500円以上 【一律16,000円以上】	一律6,600円 2.3% 【一律6,300円 2.2%】

《支部書記長 光田》

束しました。分会は要求との開きはあるものの、3年連続で6,000円以上の回答や「緊急アンケート」の意見を考慮し、職場集会で春闘の集約を確認しました。

4月から変わる法律第2弾

たばこ・確定申告・民法



【健康増進法の改正】

2020年4月1日より、昨年より一部施行となっていた「健康増進法の一部を改正する法律」が全面施行になります。

一言でいうと屋内施設が原則禁煙となります。今までは学校や病院、行政機関や児童福祉施設が原則敷地内禁煙でしたが、それ以外の施設でも屋内が原則禁煙となります。

- ・ 屋内の施設で原則禁煙
- ・ 屋内での喫煙は喫煙室の設置が必要

- ・ 喫煙室は標識掲示
- ・ 20歳未満は喫煙エリアへの立入禁止

この改正について

もっと早く始めてほしい。ついでに屋外の公共の場での路上喫煙も全国で全面禁止にしてほしい。路上喫煙も受動喫煙があり迷惑な状態。さらに路上喫煙者のポイ捨て率はかなり高く、幾つかの問題が指摘されています。

【源泉所得税の改正】

2020年（令和2年）1月1日以後適用されるものがあります。（2020年分以後の所得税について、適用は5項目あります）

- ・ 給与所得控除の見直し
- ・ 基礎控除の見直し
- ・ 所得金額調整控除が創設
- ・ 公的年金控除の見直し

- ・ 各種所得控除を受けるための扶養親族などの合計所得金額要件等の見直し

・ 年末調整関係手続きの改正（2020年10月1日以後に提出する書類について採用）

詳しくは国税庁のホームページで確認を

【民法の一部を改正】

（平成29年法律第44号）が2020年（令和2年）4月1日より施行されます。

・消滅時効

時効期間の判断の容易化のため、業種ごとに異なる短期の時効を廃止し、原則として『知った時から5年』にシンプルに統一。

法定利率

不公平感の是正のため、現行の年5%から3%に引き下げたうえ、市中の金利動向に合わせ変動する制度を導入。

・保証

安易に保証人となることによる被害の発生防止のため、事業用の融資について、経営者以外の保証人については公証人による意思確認手続きを新設。

・約款

取引の安定化・円滑化のため、信義則に反して相手方の利益を一方的に害する条項は無効と明記。一方的変更の要件を整備。

詳しくは法務省のサイトで。

（副委員長 浅岡）

合同分会の活動休止のお知らせ

合同分会は市内の職場に点在する支部組合員で30年以上前に発足し、職場分会へ組織化を目指していくつかの分会も結成し、学習会・レクなども行い支部組合員の交流・団結強化に取り組んできました。しかし、最近では組合員の高齢化、執行部のなり手不足などで合同分会は活動と運営が難しくなり、今まで何度か今後の活動について話し合いがもたれていました。1月19日(日)には合同分会第35回定期大会を開きこの件について討議した結果、組合員の新加入など状況が変わって活動ができるようになるまで活動を休止することを決めました。

しかし、活動を休止してもひとりひとりが川崎支部の組合員であることに変わりはありません。川崎支部の原点「ひとりひとりが組合に加盟し、協力し合い要求を実現する」に立ち返り労働者にとって厳しい今の状況を打ち破っていく必要があります。春闘も終盤を迎えています、川崎支部全組合員一致団結して春闘勝利を目指しましょう。

なお、今まで合同分会が主体的に行ってきた、「野外パーティーでの末組織宣伝・交流会」「絵手紙教室」は今後も支部全体で継続して取り組んでいきます。



3月25日 支部事務所付近の二ヶ領用水

2020年3月吉日

JMITU川崎支部

執行委員長 長谷川 清

なんぶせん

高齢者雇用安定法（高年法）等改定案が19日の衆院本会議で共産党以外の賛成で可決され、参院に送付された。▽企業に努力義務として、60代後半の高齢労働者に対する「就業確保措置」を課す。「雇用義務」ではなく雇用でなくてもよいということ。つまり業務委託契約などのフリーランスでも良いということ。▽労働法が全く適用されない。労災保険も、最低賃金も、労働時間の上限も全く適用されない。▽年金支給を65歳まで遅らせ、さらに70歳まで遅らせるつもりか？マクロ経済スライドで実質的な年金支給額を減らす。安倍政権は高齢者をどうしようとしているのか。否、国民の将来をどうしようとしているのか。

▼新型コロナウイルス対応で、安倍晋三首相による科学的根拠を示さずの小・中・高一律休校要請。そしてまたも根拠を示さず休校措置の解除。安倍政権の対応は無責任すぎる。▽こんな無責任な対応をしているのに、高齢者のいのちに関わる法律の改悪を行う。全く許せない。

【平和でなくっちゃ】

新型コロナウイルス感染症の予防法

新型コロナウイルスに関するQ&A
厚生労働省 令和2年3月25日時点版より抜粋

(1) 感染を予防するために注意すること	一般的な感染症対策や健康管理を心がける。 具体的には 石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒。できる限り混雑した場所を避ける。十分な睡眠をとる。屋内でお互いの距離を十分に確保。
(2) 集団感染を防ぐためにはどうすればよいか	換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間（密閉空間・密集場所・密接場所）に集団で集まることは避ける。
(3) 家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合	①部屋を分ける。②感染が疑われる家族の世話はできるだけ限られた方で。③マスクをする。④こまめに手を洗う。⑤換気をする。⑥手で触れる共有部分を消毒する。⑦汚れたりネン、衣服を洗濯。⑧ゴミは密閉して捨てる。

詳しくは厚生労働省のホームページを見てください。家族に感染者が出た場合の対応など詳しく書かれています。

各職場の感染対策は？

三和エレクトロニクス(株)

- ◎会社玄関、会議室、食堂、手洗い場等にアルコール消毒器を設置。
- ◎7時30分から10時の間での時差出勤導入。
- ◎自転車通勤許可（駐輪場設置）。
- ◎国内外の出張は可能な限り避ける。
- ◎休暇について
 - ①学校休業に伴い休む場合は特別有給休暇（今回のみの休暇）
あるいは保存有給（ため込んだ有給。長期病欠時使用）の使用可。
 - ②具合が悪い場合はできるだけ出勤しないよう要請。
 - ③感染した場合は、出勤禁止。
- ※②③は有給を使用しない場合は60%の賃金補償。

フジコン（株）

従業員の時短勤務を実施（賃金カットなし）

緊急な場合を除き

- ①客先との打ち合わせは、電子メール、電話。Web 会議可。
- ②仕入先、協力工場への訪問は中断。
- ③来社時 原則マスクを着用依頼。
- ④打合せ、納品は指定の場所で。現場への立入りを極力回避。

日本シャッター（株）

職場に消毒用アルコールを設置。

松永製作所（株）

何もしていない。

全国一律最低賃金制度の実施 を求める意見書（日弁連）

20春闘取り組み前段で、日本弁護士連合会（日弁連）が、全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書をまとめ提言

現行最賃制度は、7月頃から中央最低賃金審議会で審議が始まり地域別最賃の目安を示し決定され10月に実施されますが、それに対して意見書が出されています。

2月20日、日弁連は、これまでも「最低賃金制度の実施を求める意見書」を提起してきましたが、今回初めて「**全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書**」をまとめ、21日付けで厚労省、中央最賃審議会会長、衆参厚生労働委員会に提出しました。

最低賃金法（昭和34年法律第137号）は、「賃金の低廉（ていれん）な労働者について賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、それをもって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する

とともに国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としているが、地域間格差が年々広がり、「全国一律最低賃金制度の実施」が重要な社会情勢になっているとまとめています。

意見書は、最低賃金法改正で地域別最賃を廃止し中央最賃審議会で決定する仕組みに改めること。一定の猶予期間を設けて、最賃の高い地域を引き上げることなく全体を引き上げ、あわせて充実した中小企業支援策を構築することを求めています。

中央最低賃金審議会で地域別最賃の目安を示し各都道府県で決定する現行制度で、最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、2019年の改定では、最高・東京1013円。最低・15県で790円、223円と3割近い格差を拡大しており現行制度では「その限界を露呈し、有効に機能しなくなっている」と日弁連は指摘しています。

「全国一律最低賃金制度の実施」の運動では、全労連の最低生計費調

査結果（地域間格差はほとんどない）
時給1,300円～1,400円
《法定労働時間上限173、8時間で換算》になることを支持して、「健康で文化的な最低限度の生活」を営むため「必要生計費を下回ることは許されない」と日弁連は強調しています。

最賃の全国一律最賃制をめくつては、全労連が法改正を求めて運動（全労連／国民春闘共同委員会が先頭に立って「今すぐ！、000円1、500円目指す全国一律最賃制度の実現を求める請願書名」）を進めており、また、全国知事会も「全国一律最低賃金制度」が必要と提言しています。そして政党では日本共産党は全国一律最賃制度をいち早く主張し、すべての野党と自民党のなかにも議員連盟が設立され、与野党を超えた課題になっていきます。

《副委員長

矢部》



6508号の答えは18でした。
 $3+3+3+9=18$

5	6	2	3	8	7	1	9	4
7	4	8	1	9	2	6	5	3
1	3	9	4	6	5	7	8	2
6	9	4	7	3	8	5	2	1
2	1	3	6	5	4	9	7	8
8	5	7	2	1	9	4	3	6
3	8	5	9	4	6	2	1	7
9	7	6	8	2	1	3	4	5
4	2	1	5	7	3	8	6	9

《お詫び》

読者のみなさんへ

支部報前号（6508号）でナンバープレイスの応募を致しましたが、出題者としては左記の解答と考えておりましたが、解答内容で数通りの解答がありそうですので、次回、精査したうえで発表させていただきます。解答をお寄せいただいた方には、おわび申し上げます。



組合員・読者のみなさんへ
 『みんなの声』に投稿お願い致します。

新型コロナウイルス関連で労働界・経済界も含め大変な状況になっています。

支部報読者の皆さんが感じていること、職場の様子などをぜひお寄せ下さい。

※ FAXかメール、メモでも結構です。



今後の日程

- 3月28日(土) 労働相談（支部事務所）13：00～
- 4月01日(水) 第9回書記局会議（支部事務所）19：00～
- 04日(土) 労働相談（支部事務所）13：00～
- 08日(水) 第15回執行委員会（支部事務所）19：00～
- 11日(土) 川崎支部未組織宣伝(登戸駅)【延期】／労働相談（支部事務所）13：00～
- 18日(土) 労働相談（支部事務所）13：00～
- 22日(水) 第16回執行委員会（支部事務所）19：00～
- 25日(土) 労働相談（支部事務所）13：00～
- 30日(木) メーデー前夜祭【中止】
- 5月01日(金) 第91回川崎メーデー(富士見公園) 開催10：00～ デモは検討中
- 02日(土) 労働相談（支部事務所）13：00～
- 07日(木) 第10回書記局会議（支部事務所）13：00～

※ 神奈川県内の「今年5月の『20国民平和大行進』」は実行委員会から中止の連絡がありました。